

## 労働基本権を再確認し交渉に生かそう



小川 研氏の講演

2月17(土)から18(日)にかけて福井市コミュニティーリゾートライムにおいて自治労北信地連現業評議会主催による2017春闘討論集会が開催され、県職労から6人が参加しました。初日の講演では労働大学出版センター代表小川 研氏による「労働基本権の使い方・活かし方」—要求・交渉・協約締結からストライキまで—がありました。組合運動の基礎となる労働基本権をわかりやすく解説していただき、交渉でいかに活用していくか、どのような運動につなげていくかが大事であると語られました。日本国憲法28条—勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保証する。憲法第27条—すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、

就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。とあり、憲法に基づいて労働基準法が定められていることを再確認しました。また、憲法第25条—すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。とあるが、今の日本は社会的につくられた低賃金構造により生存権すら脅かされている。この状況は明らかな憲法違反である。その上、安倍政権は憲法の基本理念である戦争放棄すら狙っている。今、労働者が立ち上がらなければ、そのつけは次代の子供や孫に回っていくと話されました。

続いて、分散会では基調講演の中で参考になったことを踏まえ「私の要求書」を作成して、話し合いました。

二日目は、分散会で作成した要求書をまとめ、グループごとに発表し伊藤議長の講評の後、春闘勝利に向けた「団結ガンバロウ」で春闘討論集会を閉会しました。